

令和7年度ジョブスポットしき事業計画（案）

1 ジョブスポットしきの事業計画

志木市と埼玉労働局が、雇用、福祉、産業施策等を一体的に実施するための協定により、ジョブスポットしき事業計画に基づき業務運営を行う。

ジョブスポットしきにおいて、一般職業紹介業務を行う。

また、志木市在住の障がい者及び生活保護受給者、住居確保給付金受給者、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業による支援を受けている生活困窮者、母子家庭の母等やDV被害者等の生活困窮者等（以下「生活困窮者等」という）の職業相談・職業紹介、就労支援を行う。

あわせて以下2の事業内容に関連する各種セミナーを開催することにより利用者の職業意識や就職意欲の高揚を図るとともに、就職面接会等を開催し、より良いマッチングや応募機会の拡充を図るものとする。

2 ジョブスポットしきの事業内容

(1) 一般職業紹介事業

朝霞公共職業安定所は、ジョブスポットしき職業紹介コーナーにおいて、土曜日、日曜日、国民の祝日及び12月29日から1月3日まで並びに天災や工事等で執務が困難な日を除く毎日（以下「通常勤務日」という）、9時から16時30分まで、職業相談員（一体的実施担当・月20日勤務）2名を配置し、来所者の職業相談及び職業紹介を行う。

(2) 障がい者福祉・就労援助事業

朝霞公共職業安定所は、ジョブスポットしき就労支援コーナーにおいて、通常勤務日の9時から16時30分まで、就職支援ナビゲーター（一体的実施担当・月20日）及び職業相談員（一体的実施担当・月20日勤務）各1名を配置するとともに、必要に応じて朝霞公共職業安定所本所より常勤職員又は就職支援ナビゲーターを派遣し、来所する志木市在住の障がい者に対して、志木市の就労支援員と連携し、職業相談・職業紹介、就労支援を行う。

志木市は、就労支援センターにおいて、就労支援員3名を配置し、通常勤務日の9時から16時30分まで障がい者に対する就労相談等支援を行う。

志木市及び朝霞公共職業安定所は、障がい者に対して、求人開拓、職場体験、職場定着支援等関連する事業を連携して実施する。

(3) 生活困窮者福祉・就労援助事業

朝霞公共職業安定所は、ジョブスポットしき就労支援コーナーにおいて、通常勤務日の9時から16時30分まで、就職支援ナビゲーター（一体的実施担当・月20日（上記（2）に掲げる業務と兼務））及び職業相談員（一体的実施担当・月20日勤務（上記（2）に掲げる業務と兼務））各1名を配置するとともに、必要に応じて朝霞公共職業安定所本所より常勤職員又は就職支援ナビゲーターを派遣し、来所する志木市在住の生活困窮者等に対して、志木市の基幹福祉相談センター相談員・生活保護ケースワーカー等と連携し、職業相談・職業紹介、就労支援を行う。

志木市及び朝霞公共職業安定所は、生活困窮者等に対して、求人開拓、就職支援ミニセミナー等を連携して実施する。

(4) 若年者就労支援事業

朝霞公共職業安定所は、ジョブスポットしき職業紹介コーナーにおいて、来所者の職業相談及び職業紹介を行う。

志木市及び朝霞公共職業安定所は、若年者に対して、各種セミナー等を実施する。

3 ジョブスポットしきの事業目標

(1) 対象者層の割合

新規求職者のうち、ジョブスポットしきが狙いとする主な対象者層（「障がい者」及び「生活困窮者等」）の割合を31.5%以上とする。

(2) 職業相談件数

ジョブスポットしきにおける職業相談件数を、年間5,130件以上とする（障がい者、生活困窮者等を含む）。

(3) 就職率

ジョブスポットしきにおける就職率（紹介就職件数／新規求職者数）を年間【35.9】%以上とする（障がい者、生活困窮者等を含む）。

なお、障がい者及び生活困窮者等に対する就労支援においては、当該施設による紹介就職にとどまらず、自己就職等も含めたあらゆる経路での就職についても積極的に支援を実施し、一人でも多くの職業的自立を促進する。

(4) 連携目標

- ① 就労支援センター、ジョブスポットしき就労支援コーナーが実施した障がい者のチーム支援対象者数23人以上、チーム支援対象者の相談件数117件以上
- ② 志木市の提供するサービスを通じて、ジョブスポットしき就労支援コーナーへ案内された生活困窮者等88人以上、相談件数485件以上

(5) 就職支援セミナーの実施

各コーナーにおける利用促進並びに支援を目的とした就職支援セミナーを年間6回以上開催する。

(6) 就職面接会の開催

一般・障がい者・生活困窮者等向けミニ面接会を随時行うとともに、関係機関と連携したシニア世代向けボランティア&就職面接会を年1回開催する。